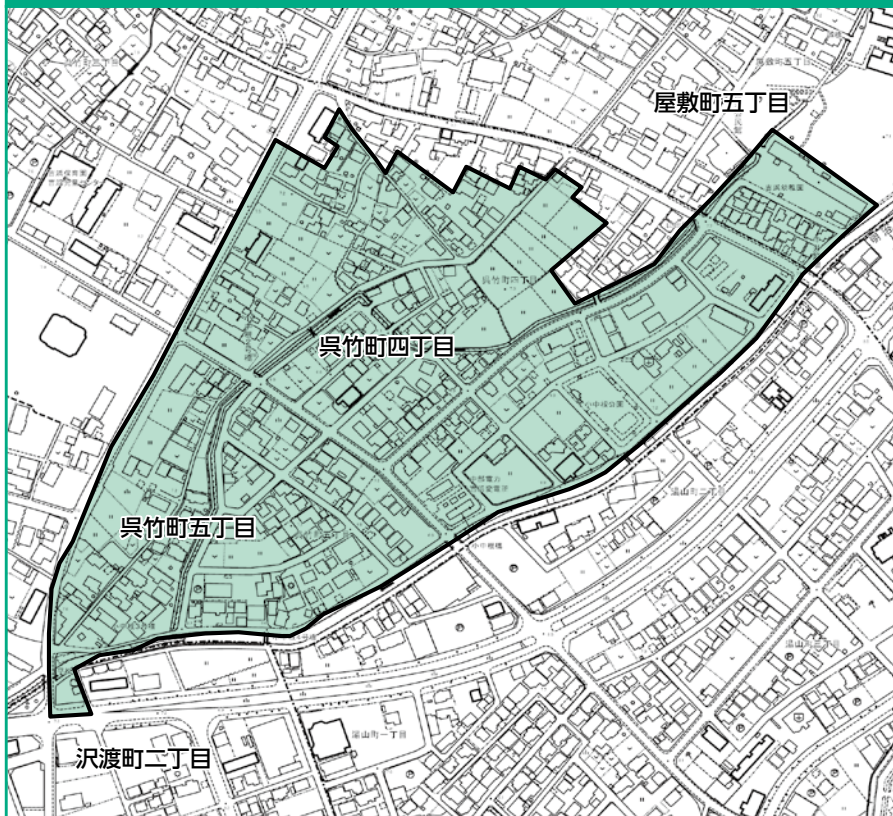


■ 下水道事業受益者負担金の賦課徴収区域が拡大されます ■

下図の区域に土地を所有の皆さん

現在、約542haの区域で下水道が使用可能になりました。今年度も新たな対象区域を定め「受益者負担金」を賦課します。

呉竹町四丁目の一部・呉竹町五丁目
沢渡町二丁目の一部、屋敷町五丁目の一部



負担金を納めていただく方

賦課対象区域内に土地を所有している方

※その土地に地上権、質権、または使用貸借もしくは賃貸借による権利がある場合は、その権利者が受益者となる場合もあります。

負担金の対象となる土地

賦課対象区域内(下水道整備区域内)にある宅地、雑種地、田畑などすべての土地

負担金の額

土地の面積(公簿面積)
1㎡あたり350円

※負担金の最初の納期は、本年9月です。

納付方法

①分割納付:年2期(9月、3月)ずつ5年間の10回分割

②一括納付:1期(9月)に全額納付

※②は前納報奨金制度あり(限度額25万円)

負担金の徴収猶予、減免

申請により負担金の徴収猶予、減免が受けられる場合があります。詳しくは問い合わせてください。

申告書の送付、相談会の開催

6月初旬に対象者に受益者申告書を送付します。また、個別の相談会も予定しています。

受益者負担金とは

下水道が整備されると、今まで側溝に流れていた汚水が下水道管に流れるようになるので地域全体の環境が改善されます。その整備には長い年月と多額の費用が必要ですが、道路や公園などの誰もが利用できる施設とは違い、下水道施設は整備されている地域の皆さんしか利用できません。

建設費を公費(税金、国や県からの補助金)のみでまかなうことは公平性が欠いため、下水道を使用できる環境となる地域の皆さんから順に建設費の一部を負担していただくものです。負担金は土地の面積に対して賦課されるもの(1㎡あたり350円)で、一度かぎりです。

納付までの流れ

- 6月初旬 ……関係者へ受益者申告書・個別相談会の案内送付
- 6月中旬 ……個別相談会の開催
- 6月下旬 ……申告書を市へ提出
- 8月中旬 ……負担金決定通知書の送付
- 9月初旬 ……納入通知書の送付(口座振替の方を除く)
- 9月末日までに…取扱金融機関にて納付(口座振替は納期末日に引き落とし)

みんなの下水道を大切に

- 水洗トイレには溶ける紙しか流さない。
- 台所の流しに油類や野菜くずを流さない。
- 危険な物質を流さない。
- マスはこまめに掃除する。